

# 10. 目標値と評価方法

## 1) 基本的な考え方

国土交通省の都市計画運用指針によると、市は立地適正化計画を策定した場合においては、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討した結果等を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。

この際、計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ立地適正化計画の策定に当たり、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、同計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況等をあわせて評価、分析することも考えられます。

さらに、より効率的、効果的な都市機能の立地の適正化を図るため、上述のような観点から、現状のまま推移した場合における将来都市構造とも対比しながら、複数の将来都市構造案を比較評価すること等を通じ、立地適正化計画の作成に反映させることも有効と考えられます。

## 2) 目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示する観点から、課題解決のための施策・誘導方針に期待される効果として、居住誘導区域内の人口密度について目標値を設定します。

評価指標	計画策定時点	現状のまま推移した場合	目標値
	2010年(平成22年)	2035年(平成47年)	2035年(平成47年)
居住誘導区域内の人口密度	42.9人/ha	39.2人/ha	40.0人/ha

※平成22年の人口密度は都市計画基礎調査における調査区の人口を基に面積按分し集計

※平成47年の人口密度は平成22年人口から推計した500mメッシュ人口(社会移動を考慮しない平成47年の封鎖人口)を基に面積按分し集計

上記目標値を達成することにより、居住誘導区域における人口集積が進むことで、効率的な公共施設等の配置が可能となるため、『桑名市公共施設等総合管理計画』で定める公共施設の延床面積の削減(平成47年までに13.2%)が効果として期待されます。

【桑名市公共施設等総合管理計画(第1次アクションプラン)】

基本原則：50年間(平成27年度～平成76年度まで)で総量(延床面積)の33%を削減

	計画期間内目標(～H47)	将来目標(～H76)
総量(延床面積)の削減目標	13.2%削減	33%削減

## 3) 施策の達成状況に関する評価方法

本市においては、PDCAサイクルの考えに基づき、今後の人口動態や社会状況の変化等の状況に応じて本計画の記載内容について概ね5年ごとに評価を行い、概ね10年を目途に必要な応じて見直しを行います。

